「国際旅客船拠点形成港湾」として指定する港湾

| 港湾名 (港湾管理者) 船社名 | 横浜港(横浜市) | 清水港(静岡県) | 佐世保港(佐世保市) | 八代港(熊本県) | 本部港(沖縄県) | 平良港(宮古島市) | 鹿児島港 (鹿児島市) | 下関港(下関市) | 那覇港(那覇港管理組合) |
|------------------------|----------|----------|------------|----------|----------|-----------|-------------|----------|--------------|
| カーニバル・ コーポレーション&plc | 0 | | 0 | | | 0 | | | |
| ロイヤル・カリピ・アン・クルース・ | | | | 0 | | | 0 | | 0 |
| ゲンティン香港 | | 0 | | | 0 | | | | |
| 郵船クルーズ | 0 | | | | | | | | |
| MSCクルース・ | | | | | | | | 0 | 0 |



- ※ <u>カーニバル・コーポレーション&plc:</u>世界シェアの約4割を担うクルーズ会社グループ。傘下に、コスタ・クルーズ社、プリンセス・クルーズ社な どクルーズ・ブランドを有している。
- ※ ロイヤル・カリビアン・クルーズ:オアシス・オブ・ザ・シーズなど世界最大のクルーズ船を有するクルーズ会社。
- ※ ゲンティン香港:傘下に、スター・クルーズ社、ドリーム・クルーズ社などのブランドを保有するアジア最大のクルーズ会社。
- ※ 郵船クルーズ:飛鳥Ⅱを所有する邦船社。
- ※ MSCクルーズ:ヨーロッパ市場において大きなシェアを持つクルーズ会社。近年、アジア地域にも積極的に進出をしている。親会社はスイスにあり、世界第2位のコンテナ海運会社。

港湾法の一部を改正する法律(平成29年7月8日施行)の概要

外航クルーズ船の受入拠点の形成の推進

- ・クルーズ旅客の受入環境整備に関する事項を 「港湾法の基本方針」等に位置づけ(7月8日施行)
- ① 受入拠点の形成を図る港湾を国が指定

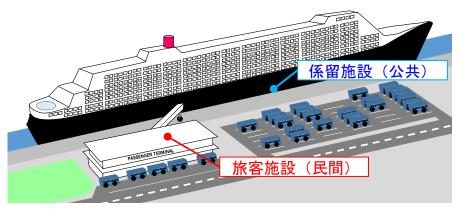
<u>官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点</u> の形成を図る港湾を国土交通大臣が指定

② 港湾管理者が受入拠点の形成のための計画を作成

官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点を 形成するための計画を港湾管理者が作成。同計 画に基づく工事の許可等の特例

③ 港湾管理者が民間事業者と協定を締結

港湾管理者と施設所有者である民間事業者が、係 留施設の優先的な使用、旅客施設の一般公衆への 供用等に関する協定を締結 <官民の連携による拠点形成のイメージ>



<係留施設の優先的な使用のイメージ>

係留施設を優先的に使用するA社による予約例

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | H | П |
|---|--------|---|--------|---|--------|---|
| | A 社 | | A 社 | | A 社 | |

A社の予約完了後、その他の社が予約

